

出雲市デジタル人材育成支援業務委託仕様書

1. 業務名

出雲市デジタル人材育成支援業務

2. 業務の目的

本業務は、出雲科学館内にデジタル人材育成拠点として、いずもデジタルスタジオを整備することに伴い、市民が身近にデジタル技術を学ぶことができ、デジタル技術の活用を促す環境を提供することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで。

ただし、いずもデジタルスタジオの施設管理・運営は、施設整備完了後の11月以降に行うものとする。

4. 業務内容

本業務の受託者は次の項目の業務について、その業務にかかる費用をすべて負担するものとする。

なお、本業務は、出雲科学館（島根県出雲市今市町1900番地2）二階スペースを改修した「いずもデジタルスタジオ」を活用して実施する。

(1) デジタル人材育成支援業務

① デジタル機器を活用した世代別デジタル教室の実施

（参考）市が想定する世代別デジタル教室（各世代月2回程度）

年代	教室名
小・中学生	プログラミング、eスポーツ など
高校生	アートCG製作、映画製作、eスポーツ など
大学生	eスポーツイベント開催・運営、AR/VR など
社会人	DX講座、AIツール活用、eスポーツ など
シニア	スマホ活用、eスポーツ など

② 世代間交流イベントの実施

①の各種教室を実施したうえで、世代間で交流できる教室またはイベントを業務期間中に2回以上実施すること。

③ 市内IT企業、県内大学と連携した事業の実施

④ 出雲科学館と連携した事業の実施

⑤ ①～④以外の利用者対応

(2) 施設管理・運営業務

① 施設の維持管理、運営に関する業務

いずれもデジタルスタジオの運営時間は、９時３０分から１９時の間で受託者が設定できるものとし、その時間内は、受託者が施設に常駐することを想定している。

なお、施設運営に係る光熱水費及び通信費については、受託者が負担するものとする。

- ② 緊急時の対応
- ③ 施設の施錠・開錠に関する業務
- ④ 出雲科学館との連絡調整に関する業務

上記(1)(2)の業務遂行にあたり、パソコン、周辺機器及びその他付随機器を発注者から貸与する。（詳細な数量・規格等は別表を参照）

なお、業務期間中の保守管理については受託者において実施すること。

５．スケジュール

令和７年８月	業務委託契約締結
９～１０月	世代別デジタル教室の企画、受講対象者の確保
１１月～	いずれもデジタルスタジオの管理・運営 世代別デジタル教室等の実施
３月	報告書の提出

６．業務遂行方法

(1) 実施計画書

受託者は委託契約締結後速やかに「実施計画書」を提出すること。

(2) 進捗管理

受託者は実施計画書にもとづき、定期的に業務の進捗状況を確認し、予定期間内に業務を完了させること。

また、定期報告等や市からの指示等についてはその指示に従い報告すること。

７．業務実績の報告

(1) 提出物

ア 実施計画書

委託契約締結後に速やかに提出すること。

イ 業務報告書

業務内容を業務報告書に取りまとめ、定期的に市へ報告するものとする。

ウ 完了報告書

業務完了時に提出すること。

エ 普及啓発における制作物のデータや事業実施中に撮影した写真データ等

(2) 提出場所

出雲市商工振興部産業政策課

出雲市今市町７０番地

電話：(0853) 24-7620

E-mail:sangyou@city.izumo.shimane.jp

8. 秘密の保持・情報セキュリティの確保

本業務の履行にあたり、知りえた秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託業務の完了後も同様とする。特に個人情報については別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

本業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

9. 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の完了後、本業務で制作された物（以下「制作物」という。）を市に提出し、市による検査に合格した日をもって、制作物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を市に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に市に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託業務の完了前において、本市は、制作物を無償で他の広報物に二次利用できるものとする。また、本市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 制作物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを本市に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

10. 業務の引継ぎ

- (1) 委託業務の完了後に本業務と同様の業務を本市が発注し、受託者が変更となる場合、次期受託者への業務引継ぎを円滑かつ確実に行うこと。
- (2) 次期受託者との引継ぎに要する費用は、全て委託料に含むこととし、本市は委託料以外の費用は一切負担しない。
- (3) 受託者が受託期間中に知り得た情報については、本市の指示に従い、次期受託者に引継ぎを行うこと。

11. その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため市と密接な連絡を取り、本業務の実施にあたり不明な点や疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と打ち合わせを行うものとする。
- (2) 受託者は、委託契約の全部を一括して第三者に再委託することはできないものとする。

る。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾等が必要な場合は、受託者は必要な権利のための手続き等を行うこと。
- (4) 本業務の成果品等の所有権や著作権は市に帰属するものとし、市において利用・複製・修正・公開することができるものとする。
- (5) 本仕様書は、プロポーザル用のため、契約締結時の契約内容は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、市と協議のうえ決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

- 第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第6 受託者は、本市が承諾した場合を除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(従業者への周知)

- 第7 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 受託者は、この契約による事務を処理するため本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 第9 受託者は、この契約による事務を処理するため本市から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

- 第10 受託者は、この契約による事務を処理するため受託者が自ら収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後速やかに廃棄するものとする。た

だし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

- 2 受託者は、個人情報記録された資料等を廃棄したときは、廃棄の日時、方法及び担当者氏名を書面で速やかに本市に報告しなければならない。

(調査)

- 第11 本市は、受託者がこの契約による事務を処理するにあたり、取り扱う個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、適切な処置を講ずるとともに速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(指示)

- 第13 本市は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる